

徳之島町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～



平成26年3月

徳之島町通学路安全推進協議会

徳之島町通学路交通安全プログラム

(目的)

1. 徳之島町通学路交通安全プログラムの目的

徳之島町の通学路は、道路幅が狭く外側線が消えかかっている道路が多いので登下校する児童には非常に危険な状態にあると思われます。また、路上駐車が多いため運転手から小さな子供を確認するのが遅れる危険性があり、8小学校、6中学校、1高校が必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられます。

そのようなことから地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため、「徳之島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

(方針)

2 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

(2) 定期的な合同点検

① 実施時期等

- ・町内を、1年に1回合同点検を実施します。
- ・新学期前や台風時期前に危険箇所把握をします。
- ・通学路安全推進協議会において重要課題を設定し、効率的かつ効果的な合同点検を実施します。

② 点検体制

- ・教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等の参加により実施します。

(3) 対策の検討

・合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置などのハード対策及びゾーン30の指定等の交通規制や見守りによる交通安全教育などソフト対策を抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

・抽出箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策結果の把握

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等は、実際に期待した効果を確認するため調査等により対策内容を検証します。

・事故件数の減少・増加などを把握

(6) 対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。